2.3　スロップ・タンク又は組み合わせたスロップ・タンクは、タンクの洗浄水、油性混合物及び汚れたバラストの残留物によつて生ずるスロップを保留するために必要な容量を有するものとする。スロップ・タンクの総容量は、船舶の油積載容量の三パーセントを下回つてはならない。ただし、主管庁は、次に定める船舶については、その三パーセントの割合を次の割合と認めることができる。

.1　スロップ・タンクに洗浄水が注入された場合において、当該洗浄水の量が、追加の洗浄水を注入することなく、タンク洗浄及びエダクターのための駆動流体を供給するために十分であるようなタンク洗浄装置を備えている油タンカーについては、二パーセント

.2　分離バラスト・タンク若しくはクリーン・バラスト・タンクが第十八規則の規定に基づいて備えられている場合又は原油洗浄を使用する貨物タンク洗浄設備が第三規則に基づいて取り付けられている場合には、二パーセント。この二パーセントは、スロップ・タンクに洗浄水が注入されたときに、当該洗浄水の量が、追加の洗浄水を注入することなくタンク洗浄及びエダクターのための駆動流体を供給するために十分であるようなタンク洗浄装置を備えている油タンカーについては、更に一・五パーセントに減ずることができる。

.3　貨物油が滑らかな壁面を有するタンクにのみ積載されている場合の兼用船については、一パーセント。この一パーセントは、スロップ・タンクに洗浄水が注入されたときに、当該洗浄水の量が、追加の水を注入することなくタンク洗浄及びエダクターのための駆動流体を供給するために十分であるようなタンク洗浄装置を備えているときは、更に〇・八パーセントに減ずることができる。

2.4　スロップ・タンクは、特に吸入管、排出管、バッフル又はせきの取り付けられる位置に関し、水と油又は乳濁物との過度のかくはんを防止するように設計する。

3　載貨重量七万トン以上の油タンカーであつて第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡されたものは、少なくとも二のスロップ・タンクを備える。

第三十規則　吸排設備、管系及び排出設備

1　すべての油タンカーにおいては、汚れたバラスト又は油により汚染された水の排出のため受入施設に連結される排出用マニフォールドは、開放された甲板上の両舷に位置するものでなければならない。

2　総トン数百五十トン以上の油タンカーにおいては、第三十四規則の規定により認められる貨物タンク区域からのバラスト水又は油性汚水の海洋への排出のための管は、開放された甲板まで又は喫水が最も深くなるバラスト状態における喫水線の上方の船側まで導く。6.1から6.5までの規定により認められる方法で排出作業を行うために前段と異なる配管を行うことは、認容される。

3　総トン数百五十トン以上の油タンカーであつて第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡されたものにおいては、1に規定する使用中のマニフォールド及び2に規定する管からの海洋への排出が視覚によつて監視することができるように位置する甲板上又はその上方の位置から、バラスト水又は貨物タンク区域からの油性汚水の海洋への排出（6の規定により認められる喫水線下の排出を除く。）を停止させるための措置をとる。排出を停止させるための措置は、電話、無線装置等の確実な情報伝達装置が監視場所と排出制御場所との間に備えられている場合には、監視場所に備える必要はない。

4　分離バラスト・タンク又は原油洗浄装置を備えることが要求される油タンカーであつて第一規則28.4に定義する千九百八十二年六月一日後に引き渡されたものは、次の要件に適合するものとする。

.1　管に残る油の量が最小になるように設計され、及び設置される貨物油管系を備えること。

.2　貨物油の取卸しの完了後すべての貨物油ポンプ及び貨物油管を空にする手段（必要な場合には、ストリッピング装置の利用）を有していること。この手段は、管及びポンプの油性残留物を陸上に及び貨物タンク又はスロップ・タンクのいずれかに排出することができるものでなければならず、陸上への排出のために小さい径の特別の管を備えるものとする。この管は、船舶のマニフォールドの弁の外側に連結しておく。

5　分離バラスト・タンク若しくは原油洗浄装置を備えること又はクリーン・バラスト・タンクを用いて運航することが要求される原油タンカーであつて第一規則28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡されたものは、4.2の規定に適合するものとする。

6　いずれの油タンカーにおいても、バラスト水又は貨物タンク区域からの油により汚染された水の排出は、次の場合を除くほか、喫水線の上方において行う。

.1　分離バラスト及びクリーン・バラストは、次の場合には、喫水線の下方において排出することができる。

.1.1　港又は沖合の係留施設にある場合

.1.2　海上において重力による場合

.1.3　海上においてポンプによつて排出する場合において、バラスト水の交換が船舶のバラスト水及び沈澱物の規制及び管理のための国際条約附属書第D—一規則1に基づいて行われたとき。ただし、バラスト水の表面が、油による汚染の生じていないことを確認するため、排出の直前に視覚又は他の方法によつて検査された場合に限る。

.2　第一規則28.1に定義する千九百七十九年十二月三十一日以前に引き渡された油タンカーであつて改造を加えることなく、分離バラストを喫水線の上方において排出することができないものは、分離バラストを喫水線の下方において排出することができる。ただし、バラスト水の表面が、油によつて汚染されていないことを確認するために排出の直前に検査された場合に限る。

.3　第一規則28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡された油タンカーであつて、クリーン・バラスト・タンクを用いて運航し、及び改造を加えることなく、クリーン・バラスト・タンクからのバラスト水を喫水線の上方において排出することができないものは、バラスト水の排出が第十八規則8.3の規定に基づいて監視されることを条件として、バラスト水を喫水線の下方において排出することができる。

.4　海上におけるすべての油タンカーにおいて、貨物区域のタンク（スロップ・タンクを除く。）からの汚れたバラスト水又は油性汚水は、タンクの底面から油水境界面までの高さがバラスト水を排出する際に海洋環境に対する害を及ぼすおそれが増大しない高さであることを確保するため、油水分離が行われるために十分な時間が経過したこと、かつ、バラスト水が第三十二規則に規定する油水境界面検出器により排出の直前に検査されたことを条件として、喫水線の下方において排出することができる。

.5　第一規則28.1に定義する千九百七十九年十二月三十一日以前に引き渡された油タンカーについては、海上においては、汚れたバラスト水又は貨物タンク区域からの油性汚水は、次の場合においては、6.4に定める方法による排出に引き続き、又はその代わりに、喫水線の下方において排出することができる。

.1　排出する水の流れの一部が、排出作業中目視によつて監視することができる場合には、上甲板又はその上方の容易に近づくことができる位置に常設の管系を通じて導かれていること。

.2　6.5.1に定める流れの一部に係る措置は、主管庁の定める要件に適合するものでなければならず、当該要件は、少なくとも国際海事機関が採択した船外排出規制のためのパート・フロー装置の設計、設置及び操作についての仕様のすべての規定を含むものでなければならない。